

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（医療職給料表（一）の適用範囲） 第五条（略） 一 厚生環境事務所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師 二・三（略） 第七条（略） （情報職給料表の適用範囲） 第八条 情報職給料表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会の認めるものに適用する。 第九条（略）	（医療職給料表（一）の適用範囲） 第五条（略） 一 病院、厚生環境事務所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師 二・三（略） 第七条（略） 第八条（略）

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。